
第1号議案 2013年度 活動報告

1. 全体の活動について

2013年12月、厚生労働省は、石綿関連情報の公開と周知を長く求めて私たちが活動した結果を受けて、2012年度の石綿関連疾患の認定事業場名をホームページで公開しました。私たちは公開時期にあわせた電話相談ホットラインを実施し、60件以上の相談を受けました。

昨年度、当センターがお受けした継続的な労災の相談は全体で20件、そのうち中皮腫8件、肺がん5件、その他7件で、相談が激減し複数で担当する複雑な事案が相談される状況となっています。

2013年は、石綿健康被害救済法（石綿新法）に関しては、大きな変化はありませんでした。石綿救済法自体のもつ「補償」でなく「救済」という前提の不当性、中皮腫の死亡者と遺族に300万円という額の不当性が大きな課題となり、取り組みが必要となっています。じん肺法の改正関連では2013年度に変化はありませんでした。

厚生労働省は、2012年3月石綿肺がんの認定基準の改正を行い、改悪と改善の混合する複雑な内容が続いています。石綿ばくろ歴で石綿肺がんを認定する基準の新設は前進ですが、海外は石綿ばく露歴1年の国が多い中で日本は石綿ばく露歴5年と不当に長い基準を定め、特に建築解体業の肺がんに関し職歴の基準を設けない不当な内容でした。

胸膜プラーク（肥厚斑）は広範囲と横隔膜石灰化の場合認定時間短縮の一方、今まで同様の胸膜プラークの方は運用による改悪がある基準となり、都道府県呼吸器局医の段階の保留時間が増加、石綿診断事業に回り審査に時間がかかる県が増加、少数業務外認定事案が出て、総体的に肺がん労災申請の手控え傾向が認められる問題が続いています。

石綿肺がんの業務外認定を争った訴訟は、2013年2月大阪高裁英訴訟勝訴、2013年5月小林氏訴訟東京高裁勝訴、その後港灣事例の自庁取り消し、東京地裁日本航空事案の原告勝訴、大阪地裁建設事案の原告勝訴と6事案の勝訴が続きました。原告敗訴で大阪高裁係争中の造船事案以外は原告勝訴で、石綿肺がんに関する労働行政の運用に一定の歯止めをかけました。今後石綿ばく露歴の規準を基本に推奨しつつ、医学所見の胸膜プラークに関する肺がんの労災認定基準を守る課題が残されています。

2014年2月、国際的な石綿関連疾患の診断基準であるヘルシンキ・クライテリアが1997年以来の改訂があり、名取が参加しました。喉頭がん、卵巣がん、後腹膜繊維化を石綿関連疾患としたこと、石綿肺がんの健診に胸部低線量CTの導入の勧告を推奨したこと等が大きな変化と思われます。日本での影響を十分検討していく必要があります。

2011年3月の東日本大震災に始まる被災地の石綿飛散問題は、昨年度も被災地訪問とマスクキャンペーンの後、2014年3月仙台シンポジウムを開催、この数年のまとめを行いました。建物の石綿調査の不備、不適切な除去、不十分な廃棄物対策等、日常の石綿対策の不備が震災で浮き彫りにされました。

石綿の総合的対策では、2013年度公的な建築物石綿含有調査者制度が発足し、講習が開始されました。旧石綿協会が3日間の座学講習で育成したアスベスト診断士は、業官の癒着の一つと指摘され、被災者団体や支援団体は今後も注意が必要です。

民間企業や所有者が石綿除去工事の施主の主体となり、安価な解体と安価な除去重視の背景で石綿除去のずさんな飛散工事は構造化しました。石綿除去業の管理・監視は、除去現場の可視化とモニター化、自治体での管理・監視の現実的体制が是非必要ですが困難な状況が続いています。煙突用石綿断熱材の書籍の発行効果もあり、建設現場から煙突の事前調査が確実にされるようになったという声を耳にする機会が増え、一定の成果といえるでしょう。

大気汚染防止法改正、石綿則の改正が2014年度実施となり、ISO（国際標準化機構）の改正と共に、数年間現場での混乱が予想されます。

建物の中皮腫の文具店中皮腫裁判は、2013年6月最高裁判決で大阪高裁に差し戻し、2014年2月大阪高裁で原告勝訴・判決確定となりました。昭和63年以降の所有者・占有者責任という点で不満の残る判決ですが、建物の所有者と占有者の石綿に関する責任で司法の規準が定められたことは大きな前進でした。相談から11年後の解決です。

泉南地区の石綿訴訟は、1陣が大阪高裁敗訴、2陣が大阪高裁勝訴と判決が分かれ、今後の最高裁の判断が注目されます。建設国賠裁判の審理が進行、東京高裁で横浜と東京地裁からの訴訟が継続し外山証人が出廷しました。福岡地裁判決も間近です。尼崎の環境国賠の大阪高裁の敗訴は車谷・熊谷疫学調査を限定的にしか認めない不当な内容で、最高裁で一定の反論が必要と思われます。

2013年度の財政面では、事務委託削減、尼崎、裁判勝訴等の多額の寄付があり単年度黒字決算となりました。ありがとうございました。皆様のご協力のおかげで「未来の命を救うアスベストキャンペーン」も670万円のご寄付を賜り、安定基金に積み立て今後5年間の石綿飛散防止の人材確保が可能となりました。経済が厳しい時代の非営利団体の運営を実践してまいります。

2. 省庁交渉の取り組み

中皮腫の労災事案で、石綿作業歴が不明だとして安易に業務外としていることについて、2013年9月に厚生労働省に申し入れ、逆転認定されたものもあります。

大阪市西成の石綿公害が報じられたことも受け、環境省のリスク調査への追加を求め、実現しました。

学校の理科実験、工事による教職員の中皮腫について、公務災害の逆転認定を踏まえ、文部科学省に調査を申し入れました。

全国労働安全センターの厚生労働省交渉で、中皮腫療養中に安易に労災を打ち切らないよう求めました。

東京労働安全衛生センターの東京労働局交渉に参加しました。

3. 全国からの電話相談対応

日々の相談に対応するとともに、2013年12月11・12日の労災認定事業場名公表にあわせてのホットライン（相談67件）を行いました。

昨年度、当センターがお受けした継続的な労災の相談は全体で20件、そのうち中皮腫8件、肺がん5件、その他7件でした。2013年度の労災認定は2件で、中皮腫が1件、肺がんが1件でした。認定の少ない肺がんにHPで対応を開始しました。

4. 労災認定支援と救済法認定の支援について

上記の年末ホットラインの前、6月に石綿関連肺がん裁判の勝訴判決にあわせたホットラインを行いました。

5. 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 事務局活動

例年同様、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の事務局活動に参加しました。毎月の全国事務局会議のうち、隔月は関西とスカイプ電話会議を導入しています。引き続き松尾基金による九州方面などでの相談会に参加しました。会報の発送は順調に回を重ね、この秋に100回目を数えます。ホームページも随時更新しています。会計管理も継続しました。関東支部の事務局にも参加し、患者さんの会100回記念行事も共催しました。

6. 環境アスベスト相談の活動

昨年皆様にご寄付を要請させていただきました「未来の命を救うー石綿飛散防止のためのアスベストアクション基金」を有効に活用し、これからのアスベスト被害者を最小化するための予防に資する活動を、全国に渡る範囲で行ってきました。

①石川県加賀市の方からの依頼で、隣の商業ビルで吹付けアスベストを何の対策も取らずに除去しようとしていた事業者について、労働基準監督署、保健所、石川県それぞれに緊急調査、対策を要請し、工事を中止させました。この件は、厚生労働省、環境省にも実態の報告と対策の要請を行いました。

②東京都杉並区阿佐ヶ谷住宅ではリスクコミュニケーションの実践により、住民の依頼に基づいて、アスベストセンターと東京センター共同で事前のアスベスト調査を行い、レベル3建材の事前確認、石綿煙突撤去作業などの現場の確認をしました。

③夏には、全国で多発する夏休み中の学校施設耐震補強工事に伴うアスベスト改修工事に関連し、伊丹市内の学校工事の確認作業について伊丹市と事前交渉を持ちました。

④東京タワー内のイベント開催に伴う改修工事の際のアスベスト対策について相談があり現地調査を行いました。

⑤北海道音威子府からの相談で、トンネル掘削工事で掘り出された大量の蛇紋岩がトンネル入り口付近に堆積されている現場を調査しました。現地ではアスベストについての集会を開き、現地の方たちと問題の共有化を図りました。

⑥兵庫県三木市からの相談で、市立病院解体工事に伴うアスベスト除去で、住民の方たちと三木市との交渉に参加、リスクコミュニケーションの成立を試みました。

⑦綾瀬市立綾瀬小学校の煙突内部のアスベスト断熱材を事前除去せずに解体、アスベストが分別されずに廃棄された件について、住民監査請求が棄却されたため昨年横浜地裁へ提訴、裁判を継続しました。2014年4月判決です。

⑧2012年11月に発覚した大阪府金岡高等学校アスベスト飛散事故では、金岡高校の保護者と近隣住民の要請を受け、府教育委員会は「大阪府立金岡高等学校アスベスト飛散事故に関する協議会」を設置、3回の委員会と業者聞き取り調査を行いました。この委員会に永倉が参加しています。

また、昨年度に引き続き、地球環境基金の助成を受けた東京労働安全衛生安全センターの震災被災地アスベスト調査プロジェクトに共同参加し、被災地のアスベスト調査、現地市民活動の支援、活動報告等を行いました。1月19日には、気仙沼での現地報告会、3月21日には仙台市内で被災地の調査報告会を開催しました。また、3月14日には気仙沼復興協会の依頼を受け、気仙沼の震災遺構として検討されている旧宮城県立向陽高等学校の建物のアスベスト調査を行いました。この建物内部のがれきの撤去をボランティアの人たちが行っており、アスベスト建材の有無、粉じん濃度を報告書にしてボランティアの人たちの参考にしてもらいました。

7. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、被災者救済の裾野を広げる闘いと救済の峰を高くする闘いです。また、発症前の違法工事に対する責任追及の住民訴訟も手がけました。

2013年度は救済の裾野を広げる闘いに顕著な前進がありました。平成19年労基補通達により石綿肺がんの労災認定の枠が石綿小体5000本基準によって狭められ、2008年以来神戸地裁、東京地裁などでその不当性を問う不支給処分取消の裁判が行われていましたが、2013年2月12日英事件大阪高裁判決に続き、東京高裁の小林事件も5月28日に原告全面勝訴の判決がなされ、石綿小体数により被災者を切り捨てようとする国の意図をくじきました。石綿小体数が問題となった同種の他の事件も国側は地裁で連敗を重ね、控訴すらできない状態に追い込まれています。法律プロジェクトのこれまでの闘いの大戦果です。

一方、前記労基補通達は撤廃されましたが、2012年3月末改訂の労災認定基準では「10年ばく露+石綿小体・石綿繊維」の基準が不当にも撤廃され、厚労省側は今後とも不合理な石綿肺がんの労災認定を続ける意思を明確にしています。そのため今後とも石綿肺がんの労災認定の問題は引き続き法律プロジェクトの重要課題となります。

両裁判の主張、立証に際し、法律プロジェクトでは厚労省側の一步先に行く海外文献等からの情報収集、翻訳に努力しましたが、労災認定基準をより合理的なものとし改悪を許さないためにも今後もこの努力を絶え間なく続ける必要があります。

また、吹付け石綿のある建物から石綿粉塵にばく露して中皮腫を発症した場合の建物持主の法的責任が問われた近鉄・文具店事件では2013年7月12日最高裁判決で、原告勝訴の原判決が破棄され、大阪高裁に差し戻され、その帰趨が心配されていましたが、2014年2月27日再び原告勝訴の差し戻し控訴審判決が下され確定しました。これも法律プロジェクトのこれまでの闘いの大戦果で、建物内の吹付け石綿の適切な除去を促進するとともに、今まで「原因不明」とされてきた中皮腫被災者が原因を探るよすがとなることが期待されます。

救済の峰を高くする闘いは2つの点で複雑な局面が続いています。

第1には国家賠償訴訟の動向です。泉南国賠訴訟第1陣の大阪高裁不当判決にもかかわらず、2013年12月25日第2陣の大阪高裁判決は勝訴の第一審判決を大きく前進させた画期的な判決となり、舞台は最高裁に移りました。また2012年5月25日の首都圏建設アスベスト訴訟の横浜地裁判決は原告側全面敗訴判決となり、12月5日の東京地裁判決は国家賠償の点のみ一部勝訴となり、両事件とも東京高裁に控訴となり、審理が続いています。

対企業責任を追及する損害賠償の裁判では、被告企業側が裁判上の和解に応じる例が増えつつあり、概ね順調ですが、石綿肺被災をめぐる2011年6月の山口地裁下関支部の三菱重工下関事件の判決に続き、2012年9月には高松地裁の旧エタパイ事件の判決でもCT画像等の読影を根拠にじん肺管理区分を得た被災者がじん肺罹患を否定される事態となっていました。2014年2月25日高松高裁ではじん肺罹患を否定する不当判決を下し、舞台は最高裁に移りました。この点は救済を困難にする局面と言わねばならず、今後の推移を注目する必要があります。

また今後、じん肺被災者救済の訴訟を提訴する際に何を検討し、チェックすべきか、きちんとした教訓を汲みとる必要があります。

違法工事については、神奈川県綾瀬市立綾瀬小学校で、アスベスト断熱材のあった煙突が、アスベスト除去されることなく、解体された事件について、住民訴訟を行っていました。しかし、不当にも、建設リサイクル法の契約前の事前説明義務は、事前調査をしないでもよいと解釈した判決が出されました。この点は、アスベストがないこととして解体されてしまうという違法工事をもたらすものとして問題の多いものであり、早急に立法的解決が必要です。

8. 調査・研究活動

2013年度も、国土交通省社会資本整備委員会同アスベスト対策部会WG（ワーキンググループ）主査として所長の名取が委嘱され、建築物石綿含有建材調査者制度の自治体でのマニュアル作成を実施しました。日本環境衛生センターが、石綿含有建材調査者講習機関として登録され、毎月全国で講習が開始され講義に飛び回っています。事務局の永倉・外山が石綿含有建材調査者に合格、NPOとして活動の土台ができました。日本建築センター「アスベスト含有に関する調査」に運営委員の外山が参加しています。

東京安全センターのアスベスト含有建材の偏光顕微鏡による測定に協力しました。アスベスト・リスク勉強会を研究者と協力し年数回開催、石綿肺がんの認定基準、その他で調査・研究活動を支えています。2014年1月に東京工業大学で開催されたアスベスト問題総合対策研究会第2回に協力しました。中皮腫・アスベスト疾患・交流会は、昨年度は開催されませんでした。

9. ホームページ等による情報提供

ホームページ（HP）の月間ページビュー数（PV、サイト内ページが表示された回数、最も一般的な利用状況指標）は、2008～2013年は約6000件で、その数は並行的な状態です。2013年3月に、環境、震災、茨城のページを追加致しました。

HPをGoogle Analyticsによって、2013年4月1日から2014年3月31日までが分析すると、1年間のPVは約14万5千回平均毎日400ページ弱が参照され、ユーザーはのべ約56000回訪問、平均1回の訪問で2.59ページを閲覧しています。サイト開設当初から「写真で見る石綿・アスベスト製品」の閲覧が多く7ページ合計約66000PVを記録、全体のPVの約46%になります。ついで人気があるのがホームページと「石綿Q&A」で、15000PVと12000PVほどになります。

PVは昨年度の約21万回と比べ2/3に大幅に減少、写真で見る石綿・アスベスト製品のPVは昨年度125000から年間約59000PVの減少となっています。サイト全体のPV減少数の8割に相当、全体のアクセス数の回復には、各コーナーの更新が望ましいと考えられます。

検索キーワードでも「アスベスト」「石綿」「中皮腫」といった基本的な用語の検索から多くの訪問が得られています。「アスベストとは何か」という基本的な情報には、依然高い需要があると言えそうです。参照元としては、YahooとGoogleからの訪問が7割以上を占めています。Googleにおける検索順位の指標となっているページランクは4で、悪くないランクですが、近年はこの指標はあまり重視されなくなっているようです。

2013年5月と2014年1月に機関紙を2回発行しました。

10. 既存石綿・廃棄プロジェクト

2013年12月から、永倉冬史の常勤化にともない毎月第3月曜日に、既存石綿・廃棄関連の全事項と案件の情報共有とアスベストセンターとしての方針決定の会議を開催しています。

2013年度の既存石綿・廃棄プロジェクトの取り組みは、国による法改正の動きに対する監視・対応、東日本大震災にともなう廃棄物の仮置き場や廃棄物処理施設の調査、アスベスト廃棄物の不適切な処理・処分・リサイクルの状況調査、再生砕石のアスベスト問題における国の対応への監視活動などがあります。

この6月の大気汚染防止法改正に向け、より実効性のある制度を求めて批判・提言活動をしてきましたが、抜本的な改正にはいたりませんでした。大防法改正に関する自治体アンケートを実施し、大防法を補う条例制定を推奨するフォローアップを継続中です。

大防法改正にあわせ石綿則改正の検討もされたが、大防法に足並みをそろえるだけの改正となってしまいました。今後も混乱が予想され、注意を要します。

東日本大震災にともなう廃棄物の仮置き場や廃棄物処理施設におけるアスベスト対策の調査・提言活動も継続しました。昨年8月に発覚した石巻市の中心市街地におけるアスベスト飛散事故については情報公開請求やヒアリングから問題点を指摘し、アスベストの除去工事を第三者機関に委託させて工事監視をさせました。

神奈川県綾瀬市立綾瀬小学校アスベスト飛散事故住民監査請求事案では、綾瀬市と小島組は、法廷でアスベスト対策をせずに飛散させることで費用負担が減ったのだから損害でないと主張し、行政・元請けにあるまじき本音を明らかにしました。

アスベストが混入した再生砕石のリサイクル問題については、被災地その他で調査を続けており、明らかに全国的な問題であることが改めて確認されました。埼玉県では県と市がアスベスト混入が指摘された再生砕石が敷設された現場で一部十分な調査もせずに再度リサイクルに回すという違法処理を計画。問題点を指摘した結果、廃棄物として適正に処理させることができました。また北海道では自然由来のアスベスト土壤汚染事例の調査を行い、今後も継続的に調査・提言活動が必要なことを確認しました。アスベストによる人為的な土壤汚染については複数の民事訴訟が出始めており、今後の推移に注意を要します。

アスベストセンターHPに既存石綿・廃棄物のページを作成し、順次拡充して公開中。なお、今年2月に開催した石綿問題総合対策研究会にも参加・発表しました。

1 1. 写真撮影について

尼崎クボタ集会など、アスベスト関連の活動の写真撮影を数回実施しました。

1 2. 事務局体制

2013年11月20日から、永倉冬史を常勤職員としました。植草和則が常勤職員、斉藤洋太郎が2・5日勤務で、常勤2・5人体制で業務の分担を諮ってきました。

1 3. アスベスト基金

継続した活動を確保する必要性から、3500万円をアスベストセンター安定運営基金として確保してきました。会員の皆様に多大なご協力を頂いた「未来の命を救うアスベストキャンペーン」の成功で、2013年度第4号予算案通り2013年度に3500万円を安定運営基金と増額しました。

14. アスベストセンター北海道

引き続き、6・9・12・3月に労災相談会を実施し、患者と家族の会の集いの運営を支援しました。運営委員の支援を受けながら、道内の被災者の掘り起こしと救済にあたりました。教員の公務災害認定に関して、申請者である遺族の支援を行いました。2013年12月の全国一斉アスベスト相談ホットラインでは患者と家族の会とともに相談にあたりました。以上のような活動をより多くの人に知ってもらうため、地元紙の北海道新聞や朝日新聞などの記者に情報を提供し、働きかけました。

また、北海道のがん患者団体や支援団体の連携を目指して設立された「北海道がん患者団体・支援団体等連絡協議会 オーロラリボン」に加盟しました。

15. 10周年記念事業

患者と家族の会と共同で、10周年記念事業会議を数か月ごとに開催しました。今年10月4日東京で記念行事の開催、記念誌の発行等が決定され、準備が進んでいます。

16. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO法人東京労働安全衛生センター、NPO法人神奈川労災職業病センター、NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター、NPO法人愛媛労働安全衛生センター、広島労働安全衛生センター、一般財団法人ささえあいコープ新潟、鹿児島労働安全衛生センター準備会、沖縄労働安全衛生センター、(医)ひらの亀戸ひまわり診療所、じん肺患者同盟(北茨城・東京東部・横須賀・建設東京の各支部)、建設じん肺被災者の会東京、横須賀地区じん肺被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団(関東・関西)、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策NGOフォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター等の諸団体と協力して活動してきました。

17. 会員数(2014年5月15日現在)

個人正131人・個人賛助73人・団体正33・団体賛助9です。昨年比では6人の減少となっています。

第2号議案 2013年度決算

収入	2013年度予算	2013年度決算	内容・備考
会費	¥500,000	¥411,000	
賛助会費	¥300,000	¥140,000	
寄付	¥15,000,000	¥13,698,699	全国センターなどから
事業収入	¥50,000	¥842,800	書籍販売・講演謝礼など
雑収入	¥5,000	¥40,062	利息
患者会事務局費	¥2,000,000	¥2,000,000	患者会からの委託費
助成金	¥300,000	¥0	
アクション基金	¥5,000,000	¥6,748,000	
収入小計	¥23,155,000	¥23,880,561	
繰越	¥11,710,807	¥11,710,807	2012年度から
収入合計	¥34,865,807	¥35,591,368	

支出	2013年度予算	2013年度決算	内容・備考
地代家賃	¥2,000,000	¥2,017,756	5階光熱費・4階賃料を含む
電話・通信費	¥100,000	¥62,495	
郵送費	¥300,000	¥330,517	宅急便・図書寄贈含む
手数料	¥50,000	¥50,490	出入金手数料
事務消耗品	¥500,000	¥519,542	
諸会費	¥100,000	¥150,000	他団体への会費・寄付など
広告宣伝費	¥800,000	¥750,813	ホームページ管理・会報
人件費	¥9,500,000	¥9,603,229	職員給与
委託費	¥500,000	¥676,328	東京安全センターなど
調査研究費	¥500,000	¥48,510	分析・書籍購入・複写代など
交通費	¥1,500,000	¥1,500,168	宿泊費含む
活動費	¥250,000	¥391,570	
設備購入費	¥50,000	¥180,530	
会議費	¥50,000	¥94,314	総会など
雑費	¥150,000	¥151,363	5階共用費など
法律プロジェクト	¥2,500,000	¥262,500	
地震対策	¥500,000	¥0	
廃棄物対策	¥300,000	¥267,007	
既存石綿対策	¥1,000,000	¥0	石綿研究会など
石綿の歴史	¥50,000	¥0	
学校アスベスト	¥50,000	¥0	
研究者援助	¥50,000	¥0	
支出小計	¥20,800,000	¥17,057,132	
その他支出	¥10,000,000	¥5,000,000	安定基金へ移動
予備費	¥30,800,000	¥22,057,132	
	¥4,065,807	¥13,534,236	2014年度へ
支出合計	¥34,865,807	¥35,591,368	

アスベストセンター北海道・決算	
収入	¥478,740 2012年度より繰越 ¥420,000 寄付 ¥151 利息
合計	¥898,891
支出	¥99,510 交通費 ¥20,000 事務費 ¥250,000 松尾基金立替
小計	¥369,510 ¥529,381 2014年度へ繰越
合計	¥898,891

安定基金	¥35,000,000
------	-------------

残高確認表	
現金	¥21,101
労金普通預金	¥20,567,844
郵便振替口座	¥7,105
郵便貯金	¥530,144
小計	¥21,126,194
基金現金	¥0
基金普通預金	¥36,691
法律現金	¥0
法律普通預金	¥0
安定基金	¥30,000,000
小計	¥30,036,691
合計	¥51,162,885

第3号議案 2014年度 活動方針(案)

1. 全体的な方針について

アスベスト政策の提言と省庁交渉を行っていきます。

建物ばく露・教員等の中皮腫の方の労災認定、補償の遅れる石綿関連肺がんの方の認定等の取り組みを強化し、年1回以上の相談ホットライン開催を実行します。中央建設国保組合からの石綿関連業務支援委託が開始、東北・北関東地域を中心に全国での労災申請に協力します。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の事務局活動を行い、10周年にあたり全国、東北での活動を強化します。法律プロジェクトの体制を強化、アスベスト裁判の支援を行います。調査研究活動に取り組みます。石綿対策全国連と共に、国際会議の開催の共催に協力し、アスベスト対策基本法の制定を目指します。任意団体からNPOへの移行について検討していきます。

2014年10月に中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会とともに行う予定の、設立10周年記念事業の準備委員会を共同で実施しています。

アスベスト問題で被害者の補償と救済は長期に継続する課題ですが、認定等に伴う寄付は長期減少傾向にあります。当センターも2013年度、支出削減、アスベストアクション基金、訴訟の解決等に取り組み黒字となりました。2015年度以降推定される単年度大幅赤字に対処すべく、人件費のあり方を検討、他団体で困難であった中皮腫や肺がんの労災の認定補償に関する長年の経験を生かし、新たな活動と分野へ挑戦、厳しい時代に対応して参ります。

2014年度以降数年は、大気汚染防止法の改正とそれに伴う自治体条例の改正等、石綿飛散の予防対策が大きな全国的課題となります。建築物石綿含有調査者制度も2013年度開始されています。石綿健康被害の予防的活動を行う全国的に数少ない団体として、石綿含有建材の適切な調査・分析・管理・除去・廃棄・飛散防止に、数年間人員を強化して取り組みます。

東北はアスベストに関する支援団体が少ない地域で、労災の認定、石綿関連疾患の患者と家族の相互支援、石綿飛散の予防の取り組みが進んでいませんでした。当センターの東北での活動強化のために、中皮腫や石綿関連疾患の労災認定に東北で長年従事された方を専従として非常勤雇用します。今年6月から、東北全県での労災相談、患者と家族の会東北支部(設立予定)の事務局活動、東日本大震災後の継続課題を含めた石綿の環境飛散防止に取り組んでまいります。

会計監査からご指摘のあった事項を改善して参ります。

2. 省庁交渉、法や認定基準改正等の取り組み

労災法・石綿救済法・石綿対策基本法の要求を実現するため、省庁交渉・国会陳情などを進めます。

すきまない救済をめざして、肺がんの労災・救済給付認定基準の改正、救済給付の遺族年金追加を、ねばりづよく働きかけます。さらに、労災給付日額の低額問題等、石綿疾病やじん肺について安心して療養できるよう、各団体と連携します。

3. 労災認定と救済法認定の支援・全国からの電話相談と対応

電話相談、相談員の派遣、ホットライン（東北地区含む）を行い、教職員の中皮腫認定にとりくみ、肺がんや石綿肺のほりおこしにつとめます。

私たちの経験を生かす新たな活動、分野への挑戦を検討していきます。

東北地区と関東地区（茨城、埼玉等）を主として、相談活動を更に強化します。

昨年4月中央建設国民健康保険組合と当センター所長の名取が本部顧問医契約を締結、アスベストセンター職員が東京安全センター職員と共に事務支援員を委託されることとなりました。支部からの要請に応じ全国の建設労働者の中皮腫・肺がん・石綿関連疾患の業務上認定支援を行います。

国保組合を脱退された建設労働者の労災相談にも、ご相談があれば関連諸団体と協力しながら、取り組んでまいります。

4. 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 事務局活動

引き続き、会の事務局活動を行って参ります。特に今年度は、10周年記念行事や記念誌出版に力を注ぎます。会からの政策提言を継続します。各地での相談会を続ける中で、4月から茨城県と埼玉県での定期相談会を開催します。HPには、会報に掲載した医療情報を順次掲載します。会の相談役等からご意見をいただきながら、より充実した会報を作成します。

5. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、被災者救済の裾野を広げる闘いと救済の峰を高くする闘いです。

救済の裾野を広げる闘いで2014年度の重要課題は石綿肺がんの労災認定の拡大、とりわけ本省協議とされた石綿小体5000本以下の事例での労災申請を増やし、不支給の場合は不支給処分取消訴訟を提起して、石綿小体数で被災者を切り捨てようとする国の意図をくじくことです。

海外文献等の情報収集という点では、幅広い分野の人々と連携を取りながら引き続

また最近の厚労省、環境省の検討会では石綿肺について特発性間質性肺炎などとの鑑別の困難性が強調され、その関連で相当のばく露がなければ石綿肺にはならないということが強調される傾向にあります。今後、建築関係労働者を中心として、レントゲン写真やCT写真上石綿肺所見があるにもかかわらず「ばく露量が少ないと推定され、石綿肺以外の病気と考えられる」という理由で管理区分申請が却下される事例が生じる可能性が否定できません。そのような事象がないか、情報収集に努め、仮にある場合には素早い対処をすることが必要です。

救済の峰を高くする闘いでは舞台を最高裁に移した泉南国賠訴訟、東京高裁に移した首都圏建設アスベスト訴訟について、できる限りの支援をすることが大切です。

また従来からの継続案件である企業責任を問う訴訟、交渉にしっかり取り組むと共に違法石綿除去工事、土壌の石綿問題等の対応を、立法提言も含めて強化していきます。

6. 調査・研究活動

国土交通省関連の委員として既存石綿建材対策を進めます。肺がん等アスベスト関連疾患のリスクや制度の調査を実施し、石綿リスク研究会の活動を継続します。東京安全センターの石綿の分析測定、相談活動に協力します。日本の石綿に関する資料整備や情報提供に取り組みます。天井内吹付け石綿濃度、北海道の自然由来石綿の調査等を行う方向で取り組みます。中皮腫・アスベスト疾患・交流会の活動を後援します。石綿問題総合対策研究会に協力します。

7. ホームページ等による情報提供

石綿に関連する情報の提供をホームページで行います。HPの内容と提供する情報媒体について、今後検討・変更して参ります。

年2回程度機関紙を発行します。

8. 既存石綿・環境・廃棄関連プロジェクト

アスベスト除去工事が適正に行われるように、適正なリスクコミュニケーションの普及活動を行います。

大気汚染防止法改正に伴う各自治体のアスベスト対策について、引き続き上乘せ条例の提言等を行っていきます。5月に自治体向けのシンポジウムを開催します。

今年度は、①国の動向監視と有効な対策の検討、②国内での石綿廃棄物処理状況、③廃棄物処理の上流である解体・改築問題、④アスベスト廃棄物処理の国内・海外における優良な事例・知見、⑤震災廃棄物対策（福島県）と東日本大震災の経験の教訓化、⑥再生砕石への混入などリサイクル問題、⑦アスベスト土壌汚染問題、⑧建材中のアスベスト分析法をめぐる問題——などへの調査や対応、行政への要請、住民への支援を行っていきます。

特に③の改築・解体問題への対応として、改正大防法が6月に施行される見通しであり、今後は同法の穴を補う自治体の条例づくりや監視活動が重要な位置を占めることとなります。同時に制度の運用を担う自治体のレベルアップが適正な改築・解体に不可欠であり、そのための活動も必要です。

また⑤に関連して東日本大震災における震災廃棄物の処理は不適正な事例が相次いだ経験から、将来起こるであろう関東・東海大地震に向けた対策をいまから積み上げていく必要があります。

環境アスベスト問題への取り組みとしては、昨年皆様にご寄付を要請させていただきました「未来の命を救う－石綿飛散防止のためのアスベストアクション基金」を有効に活用し、これからのアスベスト被害者を最小化するための活動を、全国に渡る範囲で行ってまいります。

9. 震災関連プロジェクト マスクプロジェクト

今年度も引き続き東日本大震災の被災地のアスベスト調査を、東京労働安全衛生センターとともに行っていきます。また今年後からは被災地調査結果を生かし、今後起こりうる大震災に向けて震災時のアスベスト対策について啓蒙活動を行います。

子供たちをアスベスト被害から予防する「マスクプロジェクト」を推進していきます。

10. 写真撮影について

東日本を中心に中皮腫等の被災者ご家族、代表的な訴訟、マスクプロジェクト等の写真撮影等を実施します。

11. アスベスト基金

2015年度以降厳しい財政状況になると予想されるため、アスベストセンター安定運営基金3500万円を、財政状況を勘案して運用していきます。

12. アスベストセンター北海道の活動

引き続き関係者と協力して、アスベスト労災・救済法認定やアスベスト飛散防止対策を前進させます。地道に相談会を行い、患者と家族の会と協力して被害者の掘り起こしと相談者の支援に取り組みます。患者と家族の会の集いでは、患者や家族どうしの支え合い（ピアサポート）が促進されるよう支援します。北海道のがん患者団体と北海道庁が共催する難治性がんの啓発イベント（7月）に参加します。

1 3. アスベストセンター東北の活動

東北はアスベストに関する支援団体が少ない地域で、労災の認定、石綿関連疾患の患者と家族の活動、石綿飛散の予防の取り組みが進んでいませんでした。当センターの東北での活動強化のために、中皮腫や石綿関連疾患の労災認定に東北で長年従事された方を専従として非常勤雇用します。今年6月から、東北全県での労災相談、患者と家族の会東北支部（設立予定）の事務局活動、東日本大震災後の継続課題含めた石綿の環境飛散防止に取り組んでまいります。

1 4. 設立10周年記念行事

当センター2003年11月に設立し、本年は10周年を少し過ぎた年となります。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会10周年とあわせて、今年10月4日に東京で10周年記念行事を開催し、記念誌を発行する予定です。過去の歴史を振り返り、今後の10年を展望できればと考えています。

1 5. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO法人東京労働安全衛生センター、NPO法人神奈川労災職業病センター、NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター、NPO法人愛媛労働安全衛生センター、広島労働安全衛生センター、一般財団法人ささえあいコープ新潟、鹿児島労働安全衛生センター準備会、沖縄労働安全衛生センター、(医)ひらの亀戸ひまわり診療所、じん肺患者同盟(北茨城・東京東部・横須賀・建設東京の各支部)、建設じん肺被災者の会東京、横須賀地区じん肺被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、山形県建設国民健康保険組合、香川県建設国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団(関東・関西)、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策NGOフォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター、等の諸団体と協力して活動していきます。

第4号議案 2014年度予算（案）

収入	2013年度決算	2014年度予算	内容・備考
会費	¥411,000	¥500,000	正会費50万
賛助会費	¥140,000	¥200,000	賛助会費20万
寄付	¥13,698,699	¥21,300,000	2012年度は2260万円
事業収入	¥842,800	¥100,000	書籍販売・講演謝礼など
雑収入	¥40,062	¥50,000	利息
患者会事務局費	¥2,000,000	¥2,000,000	患者会からの委託費
助成金	¥0	¥300,000	
アクション基金	¥6,748,000	¥0	
小計	¥23,880,561	¥24,450,000	
繰越	¥11,710,807	¥13,534,236	2013年度より
収入合計	¥35,591,368	¥37,984,236	

支出	2013年度決算	2014年度予算	内容・備考
地代家賃	¥2,017,756	¥2,050,000	地代家賃増額・4階の賃料含む
電話・通信費	¥62,495	¥100,000	
郵送費	¥330,517	¥350,000	宅急便含む
手数料	¥50,490	¥50,000	出入金手数料
事務消耗品	¥519,542	¥500,000	コピー機リース増額
諸会費	¥150,000	¥150,000	他団体への会費・寄付など
広告宣伝費	¥750,813	¥800,000	ホームページ管理・会報
人件費	¥9,603,229	¥14,800,000	事務長常勤増・東北非常勤増・常勤専従時間減
委託費	¥676,328	¥700,000	東京安全センターなど
調査研究費	¥48,510	¥100,000	分析・書籍購入・複写代など
交通費	¥1,500,168	¥1,500,000	宿泊費含む
活動費	¥391,570	¥400,000	
設備購入費	¥180,530	¥150,000	
会議費	¥94,314	¥100,000	総会など
雑費	¥151,363	¥150,000	5階共用費など
法律プロジェクト	¥262,500	¥400,000	
地震対策	¥0	¥50,000	
廃棄物対策	¥267,007	¥300,000	
既存石綿対策	¥0	¥748,000	アクション基金から補充
石綿の歴史	¥0	¥50,000	
学校アスベスト	¥0	¥50,000	
研究者援助	¥0	¥50,000	
10周年行事		¥1,000,000	今年度限定
アスベストセンター東北		¥1,740,000	新規事業 人件費以外の活動経費
小計	¥17,057,132	¥26,288,000	
その他支出	¥5,000,000		安定基金へ移動
支出小計	¥22,057,132	¥26,288,000	
予備費	¥13,534,236	¥11,696,236	2015年度へ繰越
支出合計	¥35,591,368	¥37,984,236	

アスベストセンター北海道・予算	
収入	¥529,381 2013年度より繰越 ¥300,000 寄付
合計	¥829,381
支出	¥100,000 交通費 ¥30,000 事務費 ¥200,000 松尾基金立替
小計	¥330,000
	¥499,381 2014年度へ繰越
合計	¥829,381

安定基金	¥35,000,000
------	-------------

第5号議案 役員体制（案）

所長	名取雄司	ひらの亀戸ひまわり診療所 横須賀中央診療所	研究
副所長	平野敏夫	ひらの亀戸ひまわり診療所	
事務局長	永倉冬史	石綿対策全国連絡会議事務局次長	環境・建材
事務局次長	植草和則	専従	相談・会計
事務局次長	斎藤洋太郎	専従	相談・法律
事務局	新任 尾形海子	専従（非常勤）	相談・東北
事務局	西田隆重	神奈川労災職業病センター	環境
事務局	飯田勝泰	東京労働安全衛生センター	相談
事務局	菅原喜東司		建材
運営委員	秋山正子	白十字訪問看護ステーション	
	位田 浩	位田法律事務所	法律
	一宮美恵子	アスベストセンター北海道	北海道
	牛島聡美	オリーブの樹法律事務所	法律
	大内加寿子	アスベストを考える会	
	大島寿美子	北星学園大学	北海道
	松田 馨	横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会	
	片岡明彦	関西労働者安全センター	
	新任 鈴木幹男	じん肺患者同盟 北茨城支部	
	白石昭夫	愛媛労働安全衛生センター	
	杉本秋好	じん肺患者同盟 東京東部支部	
	新任 宮本英典	全国建設労働組合総連合 東京都連合会	
	外山尚紀	東京労働安全衛生センター	研究
	西山和宏	ひょうご労働安全衛生センター	
	春田明郎	横須賀中央診療所	
	早川 寛	じん肺アスベスト被災者救済基金	
	古川和子	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	
	古川武志	古川法律事務所	法律
	古谷杉郎	全国労働安全衛生センター連絡会議	
	星川昭三	建設じん肺被災者の会東京	
	松原 保	尼崎労働者安全センター	
会計	植草和則		
会計監査	高山俊雄	ひらの亀戸ひまわり診療所	
	安元宗弘	横須賀中央診療所	